第５号様式の２（第１３条の２第１項）

指定催しの指定通知書

第　　　　　　　号

年　　月　　日

　　様

山武郡市広域行政組合

消防長　　　　　　　　印

　山武郡市広域行政組合火災予防条例第４２条の４第１項の規定により、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 催しの開催場所 |  |
| 催しの名称 |  |
| 催しの開催期間 |  |

教　示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

　また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に山武郡市広域行政組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において山武郡市広域行政組合を代表する者は管理者となります。）。

　なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に山武郡市広域行政組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます。